

基準緩和型通所サービス（通所型サービスA）

	事業の実施方法	事業者指定（独自・定率）サービスコード：A7）
①	対象者となるケース	<ul style="list-style-type: none"> ・心疾患や呼吸器疾患、がん、特定疾病などの進行性疾患があっても入浴が自立し日常生活に支障がないケース ・その他、従前相当サービス対象者以外で専門職のサービスが必要なケース
②	サービス内容	<p>サービス内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆必須サービス 基本事業 生活指導、日常動作訓練、健康チェック ◆選択サービス (1) 創作的活動事業 (2) 入浴サービス(任意) (3) 食事支援(任意) * 送迎有 <p>利用時間 3時間以上とする。 利用回数 事業対象者 週1回又は2回、要支援1 週1回、要支援2 週1回又は2回</p>
③	ケアマネジメント	ケアプランを作成、モニタリングを実施(ケアマネジメントA)
④	市町村の負担方法	<p>月ごとの包括払い ※市町村は負担金として支払う</p>
⑤	基準	<p>【人員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理者 ※ 常勤・専従1以上 ・従事者 ~15人専従1以上、15人~ 利用者1人に必要数 <p>※原則として専ら当該サービス事業に従事する。支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。</p> <p>【設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービスを提供するために必要な場所(3㎡×利用定員以上) ・必要な設備・備品 <p>【運営】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理・秘密保持等・事故発生時の対応・廃止・休止の届出と便宜の提供
⑥	個別サービス計画	必要に応じて作成
⑦	単価等	<p>加算なし ・週1回程度 1,324単位/月 ・週2回程度 2,714単位/月</p>
⑧	利用者負担額 (利用料)	1割負担(一定以上所得者は、2割・3割相当)
⑨	限度額管理の有無・方法	限度額管理の対象(要支援者は、国の基準通り。事業対象者は要支援1の限度額)
⑩	事業者への支払い方法	国保連経由で審査・支払
⑪	備考	<p>※入浴代、食事代などの実費は報酬の対象外(利用者負担) 金額については事業所で設定</p>